

【返還免除の基本例】

(基本的な考え方)

- ①貸与を受けた期間と同年数、京都市立医科大学附属北部医療センター又は市内の公的な医療機関※(以下「地域医療機関」という。)で医師として勤務した場合、奨学金の返還を免除する。
- ②勤務は免除施設である地域医療機関とその他医療機関と組み合わせて計画的に勤務することが可能である。
- ただし、その他医療機関での勤務は最大3年以内である。
- ※宮津市が定める市内の公的な医療機関：宮津武田病院、宮津市由良診療所

○…免除施設(地域医療機関)で医師として勤務
△…その他医療機関で医師として勤務

[パターン1] 大学生(5年、6年の2年間貸与の場合)

区 分	大学生					臨床研修		専門研修		
所属施設	大学					大学・臨床研修病院		免除施設		
貸与・勤務の状況	—	—	—	—	貸	貸	—	—	○	○

(留意点) 大学卒業後、1年以内に医師免許を取得する。
免除施設で貸与を受けた期間(2年間)と同じ期間勤務する。
臨床研修の期間は勤務年数にはカウントしません。

[パターン2] 大学院生(2年貸与の場合)

区 分	大学院		施設勤務	
所属施設	大学院・臨床研修病院等		免除施設	
貸与・勤務の状況	貸	貸	○	○

(留意点) 免除施設で貸与を受けた期間(2年間)と同じ期間勤務する。

[パターン3] 研修医(2年貸与の場合)

区 分	臨床研修		専門研修		施設勤務	
所属施設	臨床研修病院		その他施設		免除施設	
貸与・勤務の状況	貸	貸	△	△	○	○

(留意点) 猶予期間(3年間以内)はその他医療機関で勤務する。
免除施設で貸与を受けた期間(2年間)と同じ期間勤務する。

[パターン4] 重複貸与(臨床研修2年、専門研修1年貸与の場合)

区 分	臨床研修		専門研修		施設勤務				
所属施設	臨床研修病院		免除施設		その他施設			免除施設	
貸与・勤務の状況	貸	貸	貸	○	△	△	△	○	○

(留意点) 免除施設で貸与通算期間(臨2年+専1年の計3年)と同じ期間勤務する。
猶予期間(3年間以内)はその他医療機関で勤務する。

※ 重複貸与とは、専門研修、臨床研修、大学院、大学の区分のうち、2つ以上の区分で貸与を受けることをいう。